

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十六号）
（国保医療課）

一 趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する。

二 内容

国民健康保険法の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を定め、埼玉県国民健康保険財政調整交付金を交付してきた。

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険財政調整交付金が廃止されるため、埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する。

三 施行期日

平成三十年四月一日